

分収林特別措置法施行規則

(公 布) 昭和58年10月 1 日農林水産省令法律第39号
(最終改正) 平成17年 3 月 7 日農林水産省令法律第18号

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条第2項並びに第5条第1項及び第2項の規定に基づき、分収林特別措置法施行規則を次のように定める。

(分収育林契約に係る樹木の樹齢の上限)

第1条 分収林特別措置法(以下「法」という。)第2条第2項の農林水産省令で定める樹齢は、別表のとおりとする。

2 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の11の5第2項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約及び同法第10条の13第2項に規定する森林整備協定に基づき締結された分収育林契約に係る樹木については、前項の規定を適用せず、樹齢を定めないものとする。

(分収林契約に係る募集又は途中募集の届出)

第2条 法第5条第1項の規定による届出は、別記様式第1号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該分収林契約に係る土地の位置図及び実測図並びにその登記事項証明書
- 二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(募集又は途中募集の届出事項)

第3条 法第5条第1項第14号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分収造林契約及び分収育林契約以外の分収林契約にあつては、当該契約に係る樹木を各契約当事者の共有とするか否かの別
- 二 募集又は途中募集をする者が当該分収林契約に係る土地の所有者以外の者である場合にあつては、当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該分収林契約に係る森林についての森林施業計画の作成に関する事項
- 四 当該分収林契約に係る樹木を各契約当事者の共有とする契約にあつては、当該樹木の持分の処分及び当該持分の第三者に対する対抗要件に関する事項
- 五 木材以外の林産物の採取に関する事項

(募集又は途中募集の届出事項の変更届)

第4条 法第5条第2項の規定による届出は、別記様式第2号による届出書を提出してしなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月6日農林水産省令第27号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年7月25日農林水産省令第37号)

この省令は、森林法等の一部を改正する法律(平成3年法律第38号)の施行の日(平成

3年7月25日)から施行する。

附 則 (平成11年1月11日農林水産省令第1号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病菌害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第2条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第1条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナン枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成11年3月31日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成17年3月7日農林水産省令第18号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

別表(第1条関係)

都道府県名	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	クヌギ コナラ キリ	その他
北海道	40年			30年		カバノキ、ドロノキ、ハンノキ20年、その他40年
青森県	35年		30年	30年	10年	ハンノキ10年、その他40年
岩手県	35年	40年	30年	30年	10年	40年
宮城県	35年	40年	30年	30年	10年	30年
秋田県	35年		35年	30年	10年	40年
山形県	35年		35年	30年	10年	40年
福島県	35年	40年	30年	30年	10年	40年
茨城県	30年	35年	25年	30年	10年	40年
栃木県	30年	35年	25年	30年	10年	40年
群馬県	30年	35年	25年	30年	10年	アカシア10年、その他40年
埼玉県	30年	35年	25年	30年	10年	アカシア10年、サワラ25年、その他40年
千葉県	30年	35年	25年	30年	10年	40年
東京都	30年	35年	25年	30年	10年	30年
神奈川県	30年	35年	25年	30年	10年	40年
新潟県	35年	40年	30年	30年	10年	40年

都道府県名	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	クヌギ コナラ キリ	その他
富山県	35年	40年	30年	30年	10年	40年
石川県	35年	40年	30年	30年	10年	40年
福井県	35年	40年	30年	30年	10年	40年
山梨県	30年	35年	30年	30年	10年	ヤシヤブシ10年、その他40年
長野県	30年	35年	30年	30年	10年	アカシア10年、その他40年
岐阜県	35年	40年	30年	30年	10年	40年
静岡県	30年	35年	30年	30年	10年	40年
愛知県	30年	35年	30年	30年	10年	30年
三重県	30年	35年	30年	30年	10年	40年
滋賀県	30年	35年	30年		10年	40年
京都府	35年	40年	30年	30年	10年	30年
大阪府	30年	35年	30年		10年	35年
兵庫県	30年	35年	30年		10年	35年
奈良県	30年	35年	30年		10年	35年
和歌山県	30年	35年	30年		10年	40年
鳥取県	30年	35年	25年		10年	35年
島根県	30年	35年	25年	20年	10年	ブナ40年、その他35年
岡山県	30年	35年	25年		10年	30年
広島県	30年	35年	25年		10年	30年
山口県	30年	35年	25年		10年	35年
徳島県	25年	30年	25年		10年	35年
香川県	25年	30年	25年		10年	30年
愛媛県	25年	30年	25年		10年	30年
高知県	25年	30年	25年		10年	30年
福岡県	25年	30年	25年		10年	スラッシュマツ、テーダマツ、アカシア10年、その他20年
佐賀県	25年	30年	25年		10年	30年
長崎県	25年	30年	25年		10年	25年
熊本県	25年	30年	25年		10年	30年
大分県	25年	30年	25年	25年	10年	30年
宮崎県	25年	30年	25年		10年	30年
鹿児島県	25年	30年	25年		10年	リュウキュウマツ15年、その他30年
沖縄県	30年					モクマオウ、ハンノキ、デイゴ10年、リュウキュウマツ15年、イジュ20年、その他30年

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第4条関係）